

平成 17 年 2 月 23 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成 14 年（行ウ）第 19 号 不正経理記録等非公開処分取消請求事件

平成 16 年 11 月 24 日口頭弁論終結

判 決

岐阜県山県市西深瀬 208 番地の 1

原告（選定当事者） 寺 町 知 正

岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼 1048 番地の 1

原告（選定当事者） 山 本 好 行

岐阜県加茂郡八百津町伊岐津志 1405 番地の 1

脱退原告（選定者） 白 木 康 憲

岐阜市黒野 471 番地の 1

脱退原告（選定者） 別 処 雅 樹

岐阜県不破郡垂井町 1292 番地

脱退原告（選定者） 白 木 茂 雄

岐阜県可児郡御嵩町上恵土 1230 の 1

脱退原告（選定者） 小 栗 均

岐阜県美濃市大矢田 1434 番地

脱退原告（選定者） 後 藤 兆 平

岐阜県山県市西深瀬 208 番地の 1

脱退原告（選定者） 寺 町 緑

岐阜県加茂郡八百津町潮見 407 番地

脱退原告（選定者） 宮 澤 杉 郎

岐阜県養老郡上石津町大字上鍛冶屋町 97 番地の 1

脱退原告（選定者） 三 輪 唯 夫

岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号

被 告 岐 阜 県 知 事

古 田 肇
同訴訟代理人弁護士 毛 利 哲 朗
主 文

- 1 被告が原告ら及び選定者らに対して、平成 14 年 9 月 24 日付けでした別紙 1 の 1 から 6 までの公文書部分公開決定（ただし、平成 16 年 2 月 23 日付けでした別紙 4 の変更決定後のもの）のうち、別紙 2 の非公開部分番号 13 及び 14 の「非公開部分」欄に記載の部分を非公開とした各処分をいずれも取り消す。
- 2 原告らのその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを 5 分し、その 4 を原告の負担とし、その余を被告の角担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

被告が原告ら及び選定者らに対して平成 14 年 9 月 24 日付けでした別紙 1 の 1 から 6 までの公文書部分公開決定（ただし、平成 16 年 2 月 23 日付けでした別紙 4 の変更決定後のもの。以下「本件決定」という。）のうち、別紙 2 の「非公開部分」欄に記載の部分を非公開とした処分を取り消す。

第 2 事案の概要

本件は、原告ら及び選定者ら（以下「原告ら」という。）が、被告に対し、岐阜県情報公開条例に基づき、公文書等の公開を請求したところ、被告が、これらの文書の一部を公開し、一部を非公開とする本件決定をしたため、原告らが、本件決定のうち、別紙 2 の「非公開部分」欄に記載の部分を非公開とした処分の取消しを求めた事案である。

1 争いのない事実等

- (1) 本件決定がされたのは、平成 14 年 9 月 24 日であるため、本件においては、平成 12 年 12 月 27 日岐阜県条例第 56 号で制定され、平成 13 年 1

2月21日岐阜県条例41号で改正された岐阜県情報公開条例（以下「本件条例」という。）が適用される。

ただし、平成10年3月31日以前に実施機関が作成し、又は取得した公文書については、平成12年12月27日岐阜県条例第56号による改正のうち、6条1号ただし書口及び3号ただし書口の規定は適用されない（本件条例附則7項）。

(2) 本件条例は別紙3のとおりである。

(3) 被告は、岐阜県知事として、本件条例2条1項の実施機関に当たる者である。

(4) 平成13年2月ころ、被告の研究機関であった高冷地農業試験場及び中山間農業技術研究所（旧中山間地農業試験場。以下同じ。）において、農産物等の売上金の一部が職員の懇親会費などに流用されていた事実（以下「本件不正経理事件」という。）が発覚し、当時の同研究所長らが、流用されていた売上金を県に返還した。

(5) 原告らは被告に対し、平成13年3月1日、下記の文書について公開請求をしたが、同月15日、被告は一部を公開し、一部を非公開とする旨の決定をした。（弁論の全趣旨）

記

ア 科学技術振興センター関係

査察委員会会議の文書、生産物売払いに係る会計処理について、支出の相手方報告、中山間地農業試験場の生産物売払いに係る会計処理についての再報告、支出状況確認調査一覧及び調査に関する復命書

イ 中山間農業技術研究所関係

調定決議書兼収入金調書（生産物）、調定決議書兼収入金調書（返還金）、生産物処分調書、生産物受払野帳、口座データの写し及び中山間農業技術研究所の予算要求書

(6) そこで、原告らが、平成 13 年 5 月 2 日、上記(5)の決定について異議申立てをしたところ、岐阜県情報公開審査会は、平成 14 年 3 月 14 日、退職した県職員の氏名等、副知事及び出納長の氏名等の公開を求めた以外は、非公開を追認する答申をし、被告は、同年 5 月 10 日、上記答申のとおり当初の決定を変更した。

(7) 原告らは被告に対し、平成 14 年 9 月 13 日、上記(5)の文書について再度公開請求(以下「本件公開請求」という。)をした。

(8) 被告は、本件公開請求に対し、平成 14 年 9 月 24 日、別紙 1 の 1 から 6 までのとおり決定し、その旨を原告らに通知した。

(9) 被告は、平成 16 年 2 月 23 日付科第 756 号により、別紙 4 のとおり上記(8)の決定を一部変更した。

2 争点

別紙 2 の「非公開部分」欄に記載の情報は、本件条例 6 条 1 項 1 号又は同項 3 号(以下、それぞれ「1 号」及び「3 号」という。)の非公開情報に該当するか否か。

3 当事者の主張

別紙 5 のとおり

第 3 当裁判所の判断

11 号による非公開処分について

(1) 1 号の趣旨等

ア 原告らは、1 号は個人のプライバシー保護を制定趣旨とするものであるから、個人に関する情報で特定の個人が識別され得るものであっても、個人のプライバシー侵害のおそれがない場合には公開義務が免除されず、公務員に関する情報は原則として「個人に関する情報」に当たらないと主張する。

そこで検討するに、別紙 3 のとおり、本件条例 3 条は「実施機関は、公

文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定していることからすると、1号は個人のプライバシー保護を主要な制定趣旨とするものと解されるが、個人のプライバシーの内容は一義的に明確ではないため、プライバシーの概念によって公開・非公開の限界を画すると基準が不明確となり、公開請求に対する判断が困難となるおそれがある。また、「個人に関する情報」は「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」ほか、文言上何ら限定されていないことから、個人のプライバシー侵害のおそれがある情報に限らず、また、公務員と私人の区別なく、個人に関わる情報であれば、原則として「個人に関する情報」に当たると解するのが相当である。

したがって、原告らの上記主張は採用できない。

イ 上記アのとおり、公務員に関する情報も、個人に関わる情報であれば原則として「個人に関する情報」に当たるが、「個人に関する情報」であっても、1号ただし書の事由が認められる場合は非公開情報に該当しないところ、平成10年4月1日以後に実施機関が作成し又は取得した公文書については、1号ただし書口が適用され、1号ただし書口に規定する情報（以下「公務員の職務遂行情報等」という。）は、1号の非公開情報に該当しないことになる。

さらに、平成10年3月31日以前に実施機関が作成し、又は取得した公文書についても、公務員の職務遂行情報等に関しては、公務員の個人情報「個人に関する情報」に該当するとして1号の非公開情報に当たるとはいえないものと解するのが相当である。けだし、本件条例は、「県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請

求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県民の県政への参加を促進し、県政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた県政を実現することを目的」とし（本件条例 1 条）、本件条例の解釈においては、「公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、運用するものとする」旨規定しており（本件条例 3 条）、本件条例の制定趣旨は、県政に関する情報を広く県民に公開することにあると解されるところ、公務員に関する情報が個人に関する情報を含むことを理由に非公開情報に該当すると解すると、県政に関する情報のほとんどが非公開情報に該当することにもなりかねず、本件条例の制定趣旨に反することになるし、平成 10 年 4 月 1 日以後に実施機関が作成し又は取得した公文書に適用される 1 号ただし書口の規定は、公務員の職務遂行情報等に関しては、公務員の個人情報「個人に関する情報」に該当することを理由にして、1 号の非公開情報に当たるとはいえないことを確認したものと解するのが相当であるからである。

ウ 次に、本件条例 6 条は、1 号において「個人に関する情報」から「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除外した上で、3 号において、別紙 3 のとおり、法人等に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報について、1 号とは異なる類型として非公開事由を規定していることからすると、個人にかかわる情報であっても、法人等を代表する者又はこれに準ずる地位にある者がその職務として行う行為等、当該事業に関する情報については「個人に関する情報」にあらず、専ら 3 号の非公開事由として考慮するものと解するのが相当である。

(2) 購入した職員の氏名（別紙 2 非公開部分番号 1 及び 2）について

ア 乙 54、56 及び弁論の全趣旨によれば、別紙 2 非公開部分番号 1 及び 2 の「非公開部分」欄に記載の部分には、中山間農業技術研究所で栽培したサクランボ及びお茶を購入した県職員の氏名が記載されていると認めら

れるところ，これらの情報は，いずれも「個人に関する情報」に該当し特定の個人が識別され得るものであるから，本件条例 1 号本文の非公開情報に該当する。

イ 原告らは，上記情報は本件条例 6 条 1 号ただし書口に該当すると主張する。

前記のとおり，公務員の職務遂行情報等は 1 号の非公開情報から除外されているが，公務員の行為であっても，公務員の社会的活動，すなわち公務員個人の私事に関する情報が，公務員の職務遂行情報等に当たらないことは当然であるところ，前掲各証拠によれば，各県職員が購入したサクランボは 1 パックから 5 パックで，金額は 1100 円から 5500 円であり，お茶は 1 キログラムから 10 キログラムで，金額は 1500 円から 1 万 5000 円であることが認められる。このように，サクランボ又はお茶の各購入者の購入量及び金額が比較的小さいことからすると，各購入者はこれを私的に購入したと認められるから，公務員の職務遂行情報等には該当しない。

したがって，原告らの上記主張は採用できない。

また，これらの情報は 1 号ただし書イ及びハにも該当しない。

り よって，別紙 2 非公開部分番号 1 及び 2 の「非公開部分」欄に記載の部分は 1 号の非公開情報にあたる。

(3) 苗木購入者（個人販売の相手方）の氏名，住所，電話番号（別紙 2 非公開部分番号 3 から 7）について

ア 乙 55 及び 61 によれば，別紙 2 非公開部分番号 3 から 7 の「非公開部分」欄に記載の部分には，中山間農業技術研究所で栽培したサクランボの苗木を購入した個人（県職員の妻）の氏名，住所及び電話番号が記載されていると認められるところ，これらの情報は「個人に関する情報」に該当し特定の個人が識別され得るものであるから，本件条例 1 号本文の非公開

情報に該当する。

イ 原告らは、上記苗木購入者は他者へ転売する「業」の一環として購入しているのであるから、3号の事業者として判断すべきであるところ、同号の非公開事由該当性はないと主張する。

しかし、乙 55 及び 61 によれば、上記苗木購入者は試験研究に利用した後の衰弱したもので、一般に流通している苗木に比べて商品価値が低いものであったため、事業者等の見積書を徴収した上で、最も高い見積金額を呈示した個人に販売したものであること、この購入者は県職員の妻で被扶養者であり、自家消費程度の稲作を行っており、購入した苗木を畑に植えたが、成育に失敗してすべて枯死させたことが認められる。上記事実によれば、上記苗木の購入者は農業経営者とは認められないから、上記アの各情報は3号の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」ではなく、1号の「個人に関する情報」に当たるといふべきである。

したがって、原告らの上記主張は採用できない。

また、これらの情報は1号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

ウ よって、別紙2非公開部分番号3から7の「非公開部分」欄に記載の部分は1号の非公開情報にあたる。

(4) 返還金の納入者及び種苗育成者の住所（別紙2非公開部分番号8及び9）について

ア（ア）乙 44, 58 及び弁論の全趣旨によれば、別紙2非公開部分番号8

及び9の「非公開部分」欄に記載の部分には、本件不正経理事件で流用された売上金を不正経理に関与した者を代表して県に返還した返還金納入者の住所及び高冷地農業試験場の種苗育成者の住所（市町村名）が記載されていると認められるところ、これらの情報はいずれも「個人に関する情報」に該当する。また、返還金納入者の氏名及び種

苗木育成者の氏名はいずれも公開されているから、上記各情報は、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある情報に当たる。

したがって、上記各情報は本件条例 1 号本文の非公開情報に該当する。

(イ) 原告らは、当該情報は公務に関する情報であるから「個人に関する情報」に当たらないと主張するが、公務員に関する情報も「個人に関する情報」に含まれることは前記のとおりである。

(ウ) 原告らは、種苗木育成者は県と取引する個人事業者として 3 号を適用すべきであると主張する。

しかし、乙 58 及び 61 によれば、登録補償金は品種育成業務に携わった職員に対して支払われるものであるため、予算要求資料の参考事項として、育成者の氏名、所属、補職及び現所属を一覧表にして記載していること、退職した職員については現所属がないため、現原所属欄に現住所（市町村名）を記載したものであることが認められる。

上記認定事実によれば、種苗木育成者が 3 号の個人事業者であるとの原告らの上記主張が失当であることは明らかである。

イ 原告らは、流用金の返還自体は返還金納入者の職務の遂行として行われたものであり、また、種苗木育成者についても職務の遂行に係る情報であるから、上記各情報は 1 号ただし書口にあたると主張する。

しかし、1 号ただし書口で公開すべきものとされているのは「公務員の職名及び氏名に関する情報」及び「職務遂行に関する情報」であり、公務員の「住所」まで公開すべきものとされていない。また、返還金の納入行為は被害弁償であり、当該職員の職務遂行行為とは認められない。

したがって、原告らの上記主張は採用できない。

ウ また、原告らは、別紙 2 非公開部分番号 8 について、本件不正経理事件は新聞などで大きく報道され、この情報を公開しないことは県民の不信を

招くことになるから、公益上、本件条例 8 条により裁量的に公開すべきであると主張する。

しかし、返還金納入者の氏名は既に公開されていることから、さらにその住所を公開することについて、特に公益上の必要があるとは認められない。

エ よって、別紙 2 非公開部分番号 8 及び 9 の「非公開部分」欄に記載の部分は 1 号の非公開情報にあたる。

(5) 見積担当者、金融機関担当者及び苗木購入者の印影（別紙 2 非公開部分番号 10 から 12）について

ア（ア）乙 55 及び 61 によれば、別紙 2 非公開部分番号 10 の「非公開部分」欄に記載の部分には、中山間農業技術研究所で栽培したサクランボの苗木を購入した個人（県職員の妻）の印影が押印されていると認められるところ、この情報は「個人に関する情報」に該当する。また、印影が公開されれば、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得るといえる。

したがって、上記情報は、本件条例 1 号本文の非公開情報に該当する。

(イ) 乙 57 によれば、別紙 2 非公開部分番号 11 の「非公開部分」欄に記載の部分には、高冷地農業試験場名義の飛騨農業協同組合古川支店普通貯金通帳の届出印を照合した担当者の印影が押印されていることが認められるところ、この印影は、飛騨農業協同組合を代表する者又はこれに準ずる地位にある者がその職務として行う行為など、農業協同組合の行為そのものと評価される行為に関するものではなく、上記届出印の照合をした者の確認の便宜のために押印されているものと認められるから、この情報は 1 号の「個人に関する情報」に該当する。また、印影が公開されれば、他の情報と照合することにより特定の個

人が識別され得るといえる。

したがって、上記情報は本件条例 1 号本文の非公開情報に該当する。

(ウ) 乙 60 によれば、別紙 2 非公開部分番号 12 の「非公開部分」欄に記載の部分には、ヨシダ印刷株式会社富山営業所の見積担当者の印影が押印されていると認められるところ、当該見積書には同社富山営業所長の押印が別途なされていることからすると、この印影は、ヨシダ印刷株式会社を代表する者又はこれに準ずる地位にある者がその職務として行う行為など、ヨシダ印刷株式会社の行為そのものと評価される行為に関するものではなく、当該見積書に関する問い合わせ窓口としての便宜のために押印されたものと認められるから、この情報は 1 号の「個人に関する情報」に該当する。また、印影が公開されれば、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得るといえる。

したがって、上記情報は本件条例 1 号本文の非公開情報に該当する。

イ 上記アの各情報は、1 号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

ウ したがって、別紙 2 非公開部分番号 10 から 12 の「非公開部分」欄に記載の部分は 1 号の非公開情報にあたる。

2 3号による非公開処分について

備品購入における他機種の仕様等の比較に関する情報（非公開部分番号 13 及び 14）について

(1) 乙 59 によれば、別紙 2 非公開部分番号 13 の「非公開部分」欄に記載の部分には、システム顕微鏡のメーカー名、機種名、仕様等の情報が記載されていること、同 14 の「非公開部分」欄に記載の部分には、高速液体クロマトグラフ及び関連周辺機器のメーカー名、機種名が記載されていることが認められるところ、これらの情報はいずれも当該機器を製作した法人に関わる

情報であるから、3号の法人等に関する情報に当たる。

(2) そこで、上記各情報を公開することにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるかを検討するに、上記各情報は市場で販売されている機器に関するものと認められるから、情報自体の秘密性は認められない。

ところで、乙59によれば、上記各情報は、被告が選定しなかった機器に関する情報であり、被告が主張するように、これらの情報が公開されれば、上記機器が被告に選定されなかった事実が判明するが、機器の購入目的、機器に求める必要かつ十分な性能、購入予算等は購入者により異なることから、上記機器が被告に選定されなかった事実が判明したとしても、直ちに上記機器の製作会社の社会的評価、信用等が低下するとはいえず、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められない。

(3) したがって、別紙2非公開部分番号13及び14の「非公開部分」欄に記載の部分は3号の非公開情報に当たらない。

3 以上の次第で、本件決定のうち、別紙2非公開部分番号1から12の「非公開部分」欄に記載の部分を非公開とした処分は適法であるが、同13及び14の「非公開部分」欄に記載の部分を非公開とした処分は違法である。よって、原告らの請求は、主文1項掲記の限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条、64条本文、65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する。

岐阜地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 林 道 春

裁判官 古 閑 裕 二

裁判官 久 保 田 優 奈